全中　宿アンケート

FAX;85-3883　E-mail;info@nozawakanko.jp

令和４年２月10日

会員施設　各位

一社）野沢温泉観光協会

先日当村で行われた「第５９回全国中学校スキー大会」について、会員の皆様には、多くのご協力をいただきありがとうございました。

さて、今後の参考とするため、「選手・監督から言われたこと」「施設から言いたいこと」等アンケートにご協力ください。なお、この調査による施設名の開示はいたしませんので、伝え忘れの無いようお書きください。

選手から施設へ：

監督・外部指導員から施設へ：

施設からご意見：

施設名：

冬の灯明夜祭り

打上花火協賛募集

令和４年２月１０日

「冬の灯明夜まつり」花火打上げ協賛者募集について

野沢温泉観光協会
冬の灯明夜まつり実行委員会

冬の灯明夜まつり実行委員会では、今年も野沢温泉の夜と冬の花火を楽しんでいただく「冬の灯明夜まつり」を長坂ゲレンデにおいて３月５日(土)に行うように準備を進めております。

つきましては、野沢温泉にお越しになるお客様へ送り花火打ち上げのご協賛をいただけますようお願い申し上げます。

尚、今回ご協賛いただきました皆様には協賛名を会場放送する他、会場に掲示をして皆様にお知らせすると共にホームページなどでお知らせする予定です。

また、今回もお客様がご友人やご家族・恋人などに送る花火のご協賛も受付けておりますので合わせてお客様にもご案内下さいますようお願い申し上げます。

（２口以上協賛されますと、ホームページ等での掲載文字が大きくなります。）

又、３月５日灯明夜まつり当日の夜は各宿・商店の玄関などでも灯明でお客様をお迎え下さいますようご協力をお願い致します。

申込期限：令和４年２月２８日（月）

・申込用紙に協賛金を添えて観光案内所(横落)内　野沢温泉観光協会事務局までお持ち下さい。

----------キ---------- リ ---------- ト ---------- リ ----------

冬の灯明夜まつり協賛申込書

申込者	印
協賛名	
連絡先(tel)	
協賛口数	１口3,０００円（複数口協賛可能）　　口　協賛

観光協会

ホームページバナー掲載募集

野沢温泉観光協会ホームページにバナー広告を掲載する広告主を募集します

○ホームページをお持ちの皆さん、バナー広告を掲載してみませんか
　地域経済の活性化と自主財源の確保を図るため、観光協会ホームページに広告掲載を希望する事業者を募集します。多い月で約 40,000 回の閲覧があり、PR 効果が期待できる広告媒体です。ホームページをお持ちの事業者の皆さん、自社の PR、イメージアップにご検討ください。

○令和４年度の掲載期間
令和４年４月１日から令和５年３月 31 日
※月の初日から末日までの１ヵ月間を基本単位とし、最大 12 ヵ月連続してお申し込みいただけます。

○掲載場所
１．トップページ（各月に掲載する事業者は業種ごと１施設とします。）

この部分に掲載。
掲載数により、スクロールとなります。

２．　TOPICS

この部分には新着順に掲載。最大５件まで表示。もっと見る→にて引き続き掲載

○バナー広告掲載料
トップ１枠：100,000 円/月額（税込）
TOPICS：無料

○申し込み方法
広告掲載を希望される方は、以下の申請書等に必要事項を記載のうえ、野沢温泉観光協会事務局にご提出ください。
1. 掲載申請書（第１号様式）
2. バナー画像

野沢温泉観光協会広告掲載に関する要綱

（趣旨）
第１条 この要綱は、印刷物、ホームページ、公共施設等の資産を有効活用するとともに、自主財源の確保を図るため、それらの資産に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出すること等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。⑴ 広告媒体 次に掲げるもので、広告掲載が可能なものをいう。 ア印刷物 イホームページ ウ施設 エ その他広告媒体として活用できる資産 ⑵ 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

（広告掲載の範囲）
第３条 広告掲載できる広告は、会員登録事業に関連したものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。⑴ 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるもの ⑵ 法令等に違反するおそれがあるもの ⑶信用又は品位を害するおそれがあるもの ⑷ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの ⑸その他不適当であると認めるもの ⑹自社ホームページ以外のリンク（他社 OTA 等）に紐づいているもの ２ 前項に定めるもののほか、広告掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

野沢温泉観光協会広告掲載基準 制 定

（趣旨）
第１条 この基準は、広告掲載に関する要綱第３第２項に規定する基準として定めるものであり、広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

（一般的基準）
第２条 広告掲載できる広告は、社会的に信用度が高い情報であり、消費者の誤解を招き、 又は与えるものであってはならない。

（広告媒体ごとの基準）
第３条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容およびデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

（掲載基準）
第４条 次に掲げるものは、広告掲載しないものとする。ただし、第１号クに掲げる要件に あっては、理事が必要と認める場合は、この限りでない。⑴ 次のいずれかに該当するもの ア 人権侵害、名誉毀損の恐れがあるもの イ 法律で禁止されている商品又は無認可商品、粗悪品及び不適切なサービスを提供するもの ウ 第三者を誹謗、中傷又は排斥するもの エ 宗教団体による布教活動を目的とするもの オ 非科学的又は迷信に類するもので、読者を惑わせたり、不安を与えたりする恐れのあるもの カ 国内世論が大きく分かれているもの キ 野沢温泉観光協会の事業の円滑な遂行に支障をきたすもの ク 会費等の滞納がある者の広告⑵消費者保護の観点から、次のいずれかに該当するもの ア 大げさな表現や根拠のない表現（世界一、日本一、一番など） イ 射幸心を著しくあおる表現（今しかない、最後のチャンスなど）⑶青少年保護又は人権の観点から、次のいずれかに該当するもの ア 広告の内容と無関係で必然性のない水着姿又は裸体姿。ただし、表示する必然性が ある場合には、その都度、適否を検討するものとする。 イ 暴力や犯罪を肯定又は助長するようなもの ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現 エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの オ ギャンブル性を肯定するもの カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

ホームページに掲載する広告の取扱基準

（趣旨）
第１条 この基準は、野沢温泉観光協会広告掲載に関する要綱（以下「要綱」という。）及び野沢温泉観光協会広告掲載基準の規定に基づき、野沢温泉観光協会ホームページへの広告掲載に関し、必要な事項を定める。
（広告の掲載位置）
第２条 この広告を掲載する位置は、野沢温泉観光協会ホームページのトップページ、及びその他野沢温泉観光協会事務局が指定した位置とする。
（広告掲載の範囲）
第３条 広告掲載できる広告は、要綱第３条の規定による。
（広告の掲載順位）
第４条 掲載する広告の内容は、地域性の高いものを優先させることとする。
（広告の掲載料）
第６条 広告の掲載料については、別途定めるものとする。
（広告の掲載期間）
第７条 広告の掲載期間は、４月から翌年３月までの間で、１か月を単位とし、１２か月連続 して掲載することができるものとする。
（広告掲載の申請及び決定）
第９条 広告掲載希望者は、直接野沢温泉観光協会ホームページバナー広告掲載申請書（第１号様式）、ホームページバナー画像を添えて、申請するものとする。
（広告の作成及び提出）
第１１条 原稿の作成経費は、広告主の負担とし、電子記録媒体により事務局に提出しなければならない。
（広告掲載の取り消し）
第１２条 ホームページへの広告の掲載内容が適切でないと判断したときは、広告の掲載を取消すことができる。
（広告掲載内容の変更）
第１３条 広告主は自己の都合により、ホームページへの広告の掲載内容を変更することができるものとする。⑴前項の規定により広告の掲載内容を変更するときは、広告主はホームページバナー 広告掲載内容変更申請書（第２号様式）により事務局に申し出なければならない。
（広告掲載の取り下げ）
第１４条 広告主は自己の都合により、ホームページへの広告の掲載を取り下げることが できるものとする。⑴前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主はホームページバナー広告取り下げ申請書（第３号様式）により事務局に申し出なければならない。
（責務）
第１６条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。⑴広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、事務局に対して保証するものとする。 ⑵ 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

事業復活支援金

経済産業省　中小企業庁

中小法人・個人事業者のための
事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間

2022年1月31日（月）～5月31日（火）

給付対象

❶と❷を満たす 中小法人・個人事業者が給付対象 となり得ます。

❶ **新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者**

❷ **2021年11月～2022年3月のいずれかの月（対象月）の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月（基準月）の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者**

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます（給付額の算定においても同じ）。

給付額

中小法人等 上限最大250万円　個人事業者等 上限最大50万円 を支給します。

給付額　基準期間※1の売上高－対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月／2019年11月～2020年3月／2020年11月～2021年3月のいずれかの期間（基準月を含む期間であること）

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高※2 1億円以下	年間売上高※2 1億円超～5億円以下	年間売上高※2 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

以下に当てはまる方は申請が簡単です。是非ご活用ください。

一時支援金または月次支援金を受給された方
→ 事前確認が不要！　提出書類が少ない！
過去の申請情報を活用可能！

登録確認機関と「継続支援関係」に当たる方
→ 事前確認を簡略化！　提出書類が少ない！

▶詳細は裏面をご覧ください

新型コロナウイルス感染症の影響

以下のいずれかによる影響を受けて売上減少している方が対象です。

❶国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※個人消費の機会の減少につながるもの

❷国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止

❸消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行

❹海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制

❺コロナ関連の渡航制限等による海外渡航者や訪日渡航者の減少

❻顧客・取引先が①～⑤、⑦～⑨のいずれかの影響を受けたこと

❼コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限

❽国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※業務上不可欠な取引や商談機会の制約につながるもの

❾国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請

上記に記載されたいずれかの新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことについて、その裏付けとなる書類の追加提出を求める場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合は給付対象とはなりません

実際に売上が減少したわけではないにも関わらず、通常事業収入を得られない時期（事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など）を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。

売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合は給付対象外です。

要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

誤って申請することのないよう、よくご確認ください。

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようにお願い申し上げます。

0120-789-140
（携帯電話からもつながります）

※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページもご活用ください。

IP電話専用回線 **03-6834-7593**　受付時間 **8:30-19:00**（土日・祝日含む全日）

ホームページ

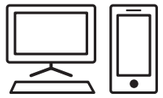

事業復活支援金　検索

https://jigyou-fukkatsu.go.jp/

⚠ 不 正 受 給 は 犯 罪 で す ！

申請の流れ

アカウントの申請・登録等 ／ 登録確認機関の事前確認 ／ 申請※3

一時支援金または月次支援金を既に受給された方 ---- 申請ステップが省略できます ----▶ マイページから申請 下記書類 1 ～ 5 を添付（過去受給時の情報を活用可能）

一時支援金および月次支援金を受給していない方

ホームページの仮登録画面にメールアドレスや電話番号を入力し申請IDを発番※2 ▶ ホームページで登録確認機関を検索する

継続支援関係※1 に当たる登録確認機関がある方	継続支援関係の登録確認機関にメールまたは電話し、事前予約する	TV会議/対面/電話により簡略化された事前確認を受ける	マイページから申請 下記書類 1 ～ 5 を添付
継続支援関係※1 に当たる登録確認機関がない方	ホームページで登録確認機関を検索し、メールまたは電話で、事前予約する	TV会議/対面により ・事業を実施しているか ・コロナの影響を受けているか ・給付対象等を正しく理解しているか について事前確認を受ける	マイページから申請 下記書類 1 ～ 8 を添付

「一時支援金または月次支援金を既に受給された方」、「一時支援金および月次支援金を受給しておらず、継続支援関係に当たる登録確認機関がある方」は申請ステップの一部を省略できます。
そのため、事前確認を受ける際は、継続支援関係に当たる登録確認機関がある方は、その機関に依頼することを推奨します。

※1 継続支援関係とは右の①～④のいずれかに該当することを指します（詳細はホームページでご確認ください）。①法律に基づき特別に設置された機関(商工会、商工会議所等)の会員・組合員、②法律に基づく士業(税理士、行政書士等)の顧問先、③金融機関の事業性投融資先、④ 登録確認機関の反復継続した支援先。
※2 一時支援金または月次支援金のIDを発番した方で、申請や受給をしていない方については、発番済のIDを利用可能です。（ただし、事業復活支援金の事前確認を受けていただく必要があります。）
※3 オンライン申請が困難な方がご利用いただける申請サポート会場も設置しております（詳細はホームページでご確認ください）。

申請書類

※主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合や、特例を用いる場合等においては、他にも申請時に必要な書類がございます（詳細はホームページでご確認ください）。

1 履歴事項全部証明書（法人）または本人確認書類（個人）

法人

履歴事項全部証明書

個人

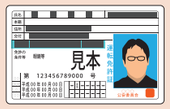

運転免許証

マイナンバーカード

＋

or

【住民票】+【パスポート or 各種健康保険証】

※在留カード、住民基本台帳カード、身体障害者手帳等も認められます。

2 収受日付印の付いた2019年（度）、2020年（度）及び選択する基準期間を全て含む 確定申告書類の控え

法人

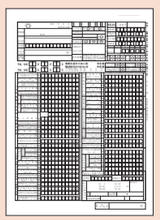

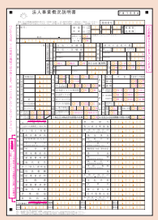

個人

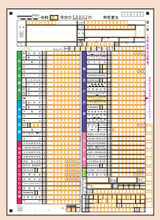

※e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。
※基準期間は、①2018年11月～2019年3月、②2019年11月～2020年3月、③2020年11月～2021年3月のうち、基準月を含む期間。
※法人は2019年11月、2020年11月及び基準期間を含む全ての事業年度の確定申告書類の控えが必要です。

3 対象月の売上台帳等

※事前確認では、2018年11月から対象月までの各月の帳簿書類（売上台帳、請求書、領収書など）が必要です。
※書類の量が膨大な場合は、登録確認機関が任意に選択した、複数年月の帳簿書類でも構いません。

4 振込先の通帳（通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ）

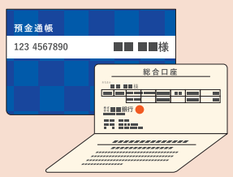

※事前確認では、2018年11月以降の全ての事業の取引を記録している通帳（事業の取引がわかる全てのページ）が必要です。

5 代表者または個人事業者等本人が自署した宣誓・同意書

※ホームページからダウンロードできます。

一時支援金および月次支援金を受給しておらず、継続支援関係がない方は、以下の書類も必要になります。

6 基準月の売上台帳等

7 基準月の売上に係る1取引分の請求書または領収書等

8 基準月の売上に係る通帳等（取引が確認できるページ）

※ 7・8 については、事業において通帳等を全く用いていない場合など、合理的な理由により提出ができない場合に限り、理由書（様式あり）を提出することで代替することができます。

保存書類

2018年11月から対象月までの、確定申告書類の裏付けとなる帳簿書類（売上台帳、経費台帳、請求書、領収書など）および通帳を保存してください。

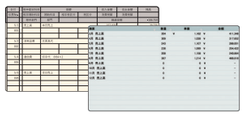

※申請時の提出は不要ですが、申請後に提出を求める場合がございますので、7年間保存してください。
※給付要件を満たさないおそれがある場合は、保存書類以外にも書類の提出を求める場合があります。